

議案第 2 2 号

岩倉市水道事業給水条例の一部改正について

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩倉市水道事業給水条例（平成10年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給水装置を」を「給水装置の」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「撤去しよう」を「撤去をしよう」に改める。

第38条第2項中「、指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第41条第1号中「給水装置を」を「給水装置の」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「撤去した」を「撤去をした」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。